

## 意見募集要領及び結果

案 件 名	加賀市老人福祉センター及び児童センター条例の一部を改正する条例（案）
公募期間	平成27年10月26日（月）～平成27年11月9日（月）
周知方法	市ホームページのほか、市役所子育て支援課及び長寿課窓口、山中温泉支所、各出張所、各図書館で供覧
提出方法	所定の用紙に記入し、郵便、ファクシミリ、電子メールで提出 （用紙は各供覧窓口に設置、市ホームページでもダウンロード可）
回答方法	市ホームページに掲載、郵便（個別回答）
応募件数	1件（内容は下記のとおり）

### ご意見・回答

ご意見の 内 容	<p>加賀市には公園など子ども同士または親子で遊べるフリースペースが石川県の他の地域と比較しても少ないと思う。現状では、児童センターの施設はその貴重なフリースペースの一つです。休日もぜひ開放してほしい。</p> <p>また、休日は親が仕事をしている家庭も多くあると思う。子ども達にとって安心してのんびり遊べる児童センターは休日こそ開放すべきだと思う。あわせて公園などの整備もすすめてほしい。</p>
回 答	<p>児童センターにつきましては、子どもの生活リズムの安定の確保のため、学校の授業日である火曜日を閉館日とし、日曜日と祝日は家族と触れ合う時間が大切であるという保護者等の要望を受け、日曜日と祝日を休館日とするものです。</p> <p>また、児童センターに配置されております所長及び児童厚生員は、利用する子ども達との信頼関係を築くことにより、心身ともに健全に育つ過程で、非常に重要な役割を担っております。子どもの精神的な安定という観点から担当の児童厚生員が継続的に関わっていくことが望ましいため、授業日である月曜日から金曜日と、学校の休日のうち土曜日を閉館日とするものです。</p> <p>なお、プラネタリウムの利用がある山中児童センターの休館日につきましては、当分の間、現行どおりとさせていただきます。ご理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>また、公園等の整備につきましては、市全体のまちづくりに係る整備計画等の中で検討して参りたいと考えております。</p>